



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 富士通ゼネラル  
代 表 者 名 代表取締役社長経営執行役社長 大石 侑弘  
(コード番号 6755 東証・大証・名証各市場第一部)  
問 合 せ 先 取締役経営執行役常務法務部長 篠原 俊次  
TEL (044) 861 - 7627

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 87 期定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の規定および会社法に基づき必要となる規定を設けるほか、それに合わせた規定の加除、修正、移設、条数の整理、文言の変更、字句の修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株式の権利に関する規定(変更案第 11 条)
- (2) 株主総会参考書類等の一部のインターネット開示に関する規定(変更案第 19 条)
- (3) 書面または電磁的方法による取締役会の決議の省略に関する規定(変更案第 28 条第 2 項)
- (4) 取締役および監査役の責任免除に関する規定(変更案第 34 条、第 45 条)

なお、変更案第 34 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 23 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 23 日(金)

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は株式会社富士通ゼネラルと称する。英文では、FUJITSU GENERAL LIMITEDと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 電子装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売</li><li>2. 電気装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売</li><li>3. 家庭生活用品、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売</li><li>4. 前各号以外は一切の装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売</li><li>5. 前各号に附帯する工事、設計、請負</li><li>6. 前各号に関連する一切の事業</li></ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を川崎市高津区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 2 億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1. 取締役会</u></li><li><u>2. 監査役</u></li><li><u>3. 監査役会</u></li><li><u>4. 会計監査人</u></li></ol> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 2 億株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 1 単元の株式の数 )</p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u> は 1,000 株とする。</p> <p>( 単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 8 条 当社は <u>1 単元の株式数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 単元未満株式の買増し )</p> <p>第 9 条 当社の <u>単元未満株式を有する株主( 実質株主を含む。以下同じ。 )</u> は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて <u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u> を請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合は、この限りでない。</p> <p>( 株券の種類 )</p> <p>第 10 条 当社の発行する株券の種類は <u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第 11 条 当社の <u>株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよびその手数料</u> については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>( 単元株式数 )</p> <p>第 9 条 当社の <u>単元株式数</u> は 1,000 株とする。</p> <p>( 単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 10 条 当社は <u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>( 単元未満株式についての権利 )</p> <p>第 11 条 当社の株主( 実質株主を含む。以下同じ。 )  <u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p>( 単元未満株式の買増し )</p> <p>第 12 条 当社の <u>株主</u> は、株式取扱規則に定めるところにより、その <u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u> を請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">( 変更案第 13 条に統合 )</p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第12条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。  当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第14条 当社は株主名簿管理人を置く。    株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。    当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>( 株主の届出 )</p> <p>第13条 株主、登録質権者またはその法定代理人は、<u>所定の書式により氏名、住所および印鑑を届出なければならない。ただし、署名の慣習ある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</u>  <u>外国に住所を有する株主、登録質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定め、所定の書式により届出なければならない。</u>  <u>前2項の届出事項に変更があるときもまた同様とする。</u></p>	<p>( 変更案第13条に統合 )</p>
<p>( 基準日 )</p> <p>第14条 当社は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とみなす。  <u>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議をもってあらかじめ公告して一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とみなすことができる。</u></p>	<p>( 一部変更のうえ変更案第17条に移設 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 <u>定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は臨時必要あるときに取締役社長がこれを招集する。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(招集地)</p> <p>第16条 株主総会は川崎市のいずれかの区またはこれに隣接する地にこれを招集する。</p> <p>(一部変更のうえ現行定款第14条より移設)</p> <p>(議長)</p> <p>第17条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は必要あるときに<u>随時</u>これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(変更案第18条第2項に統合)</p> <p>(招集地)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第17条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第18条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第20条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には代理権を証する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印してこれを会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 当会社に取締役17名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第22条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期満了の時までとする。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 取締役会の招集者および議長は、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第21条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第22条 株主総会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>前項の選任決議は議決権を行使<u>することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 (新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役が記名捺印してこれを会社に保存する。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第28条 <u>代表取締役は取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第29条 取締役会はその決議をもって取締役社長1名を置くほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。  (新 設)</p> <p>(報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第30条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。  (新 設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第28条 <u> (現行どおり)</u>  <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果<u>ならびに</u> <u>その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第30条 <u>取締役会はその決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第32条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 <u>取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数) 第31条 当会社に監査役 4 名以内を置く。 (選 任) 第32条 監査役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (任 期) 第33条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。  任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。  (新 設)  (監査役会の招集者および議長) 第34条 監査役会の招集者および議長は、監査役会において定める監査役会規程による。 (招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の 3 日前に発する。ただし、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。 (決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、その過半数をもってこれを行う。 (議事録) 第37条 監査役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役が記名捺印してこれを会社に保存する。  (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数) 第35条 (現行どおり) (選 任) 第36条 (現行どおり) 前項の選任決議は<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (任 期) 第37条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第38条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集者および議長) 第39条 (現行どおり) (招集通知) 第40条 (現行どおり) (決議の方法) 第41条 (現行どおり) (議事録) 第42条 監査役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u> (監査役会規程) 第43条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第38条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第44条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第45条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p>第39条 当会社の決算期は毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第40条 <u>利益配当金は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定に定める金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第42条 利益配当金および第41条に定める中間配当金<u>がその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>第33条(任期)の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、<u>なお、従前のとおり任期は3年とする。</u></p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第48条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(削 除)</p>